



着替えの時間と 労働時間の関係

注目トピックス

01 | 着替えの時間と労働時間の関係

家具小売大手「イケア・ジャパン」が、従業員の着替え時間に対して賃金を支払っていなかったことが話題になりました。労働時間で注意が必要なポイントを解説します。

特集

02 | 心理的負荷による

精神障害労災認定基準の改正について

厚生労働省が、最新の医学的知見を踏まえた「心理的負荷による精神障害の認定基準」を改正・発表しました。改正のポイントについて解説します。

03 | 2024年パートへの

社会保険適用拡大の予定

2024年10月から厚生年金保険の被保険者数が51人以上の企業等で働く短時間労働者の社会保険加入が義務化されます。1年後の変更に先立ちその内容を解説します。

話題のビジネス書をナナメ読み

04 | AI分析でわかったトップ5%社員の習慣 (ディスカヴァー・トゥエンティワン)

ビジネスパーソン1万8000人の働き方をAI分析し、効率よく成果を出す人の共通点を紹介しています。残業できない、人を増やせない、仕事量は変わらないという3大課題を解決する「トップ5%社員の習慣」を見てみましょう。

社会保険労務士法人パートナーズメニュー より

05 | お問い合わせについて

06 | 近況報告

経営診断ツール

07 | 労働時間かどうか曖昧な時間

チェックシート

着替えの時間と労働時間の関係

家具小売大手「イケア・ジャパン」が、従業員の着替え時間に対して賃金を支払っていないことが話題になりました。労働時間で注意が必要なポイントを解説します。

はじめに

家具小売大手の「イケア・ジャパン」が、従業員の着替え時間に対して賃金を支払っていないことが報道され、話題になりました。掃除や朝礼・終礼などと同様に、着替え時間が労働時間に当たるか否かについての争点の一つになる「着替え時間」について、イケアの事件も参考にしながら重要なポイントを解説します。

イケアで起きたこと

これまでイケア・ジャパンでは、開業以来会社指定の制服に着替えて勤務することが定められていましたが、この「着替え時間」は労働時間に含まれていませんでした。イケアの場合シャツ、パンツ、靴が会社から指定されていたようです。

2023年9月以降は着替え時間を出退勤時各5分とし、合計10分間を1日の労働時間に含めるとしています。

着替え時間の金銭的影響

この10月以降の最低賃金全国加重平均額である「時給1,004円」をもとに、今回の変更による年間の金銭的な影響を試算すると以下ようになります。

$$\begin{aligned} & \text{時給 } 1,004 \text{ 円} \times 1 \text{ 日 } 10 \text{ 分} \times \text{月 } 20 \text{ 日} \times 12 \text{ ヶ月} \\ & = 40,160 \text{ 円} \end{aligned}$$

1日10分といえども年間で見ると影響は少なくありません。別の言い方をすると、着替え時間に対して賃金を支払っていない会社の従業員が100人いた場合、年間約400万円の「未払い賃金リスク」を抱えていることとなります。

労働時間となるか否かの判断基準

着替え時間は常に労働時間となるわけではなく、「**使用者 (=会社) の指揮命令下にあると言えるか否か**」で判

断されます。着替え時間が労働時間とみなされる可能性を高める要素として以下のものがあります。

- 就業規則等で制服着用を義務付けている
- 制服の着用ルールに従わない場合に罰則が設けられている
- 安全面や衛生面から着替えを必要としている
- 会社が着替え場所を指定している
- 通勤時に制服の着用を禁止している

なお、労働者側の都合で着替える場合（運動着で通勤してスーツに着替える場合など）は労働時間に当たらないでしょう。

ルール変更のタイミング

イケア・ジャパンは、「着替え時間に関しては、関連法令に明文の規定もなく、判例上の基準も曖昧な部分があることから、実務上見解の分かれる点について不明確性をなくし、従業員有利の方向で明確な取扱いを設定するものとしました」との見解を示しており、過去に遡っての支払いをしない意向のようですが、本来は過去に遡及して支払うリスクをはらんでいます。

「営業前の掃除時間」「着替え時間」「朝礼時間」などは、しばしば未払い賃金請求訴訟の争点になるものであり、進め方によっては過去の未払い賃金問題にもなりかねないため、ルール変更のタイミングは慎重に検討すべきでしょう。

タイムカード打刻について

イケア・ジャパンは「着替える前にタイムカード打刻をする」のではなく、「一律に1日10分を加算する」というルールを適用したようですが、着替え時間を10分と明確にしたことは管理面でも労働者側の納得度の点でも良い妥協点の一つと言えるかもしれません。

心理的負荷による精神障害労災 認定基準の改正について

厚生労働省が、最新の医学的知見を踏まえた「心理的負荷による精神障害の認定基準」を改正・発表しました。改正のポイントについて解説します。

はじめに

精神障害・自殺事案については、2011（平成23）年に策定された「心理的負荷による精神障害の認定基準について」に基づき労災認定が行われてきましたが、近年の社会情勢の変化等を考慮し、厚生労働省は最新の医学的知見を踏まえ同基準を改正・発表しました。今後は改正された認定基準に従って労災補償がなされることとなります。以下、改正のポイントを解説します。

認定基準改正のポイント

【1. 業務による心理的負荷評価表の見直し】

実際に発生した業務による出来事を「具体的出来事」に当てはめ負荷（ストレス）の強さを評価するための表（**心理的負荷評価表**）が見直しされ、具体的出来事の追加、類似性の高い具体的出来事の統合等が行われました。

追加となった項目

- 「顧客や取引先、施設利用者等から著しい迷惑行為を受けた」（いわゆるカスタマーハラスメント）
- 「感染症等の病気や事故の危険性が高い業務に従事した」

また、心理的負荷の強度が「強」「中」「弱」となる具体例が拡充されました。**パワーハラスメントの6類型すべての具体例、性的指向・性自認に関する精神的攻撃等**を含むことが明記されたほか、一部の心理的負荷の強度しか具体例が示されていなかった具体的出来事について、他の強度の具体例が明記されました。パワーハラと労災の因果関係を調査する拠り所がより詳しく明確になったということでしょう。

【2. 精神障害の悪化の業務起因性が認められる範囲を見直し】

改正前の基準では、悪化前おおむね6か月以内に「特別な出来事」（特に強い心理的負荷となる出来事）がなけ

れば業務起因性を認めなかった部分について、**悪化前おおむね6か月以内に「特別な出来事」がない場合でも「業務による強い心理的負荷」により悪化したときには、悪化した部分について業務起因性を認めることが示されました。**

この点で、精神障害にかかる労災認定の可能性を拡大させる改正と言えるでしょう。

【3. 医学意見の収集方法を効率化】

自殺事案や、心理的負荷が「強」か否か不明な事案などについては、専門医3名の合議による意見収集が必須とされていましたが、改正後は「**特に困難なものを除き専門医1名の意見で決定できる**」ように変更されました。

このことで、より迅速な労災認定がなされることを目指しているものと思われます。

精神障害の労災認定

ちなみに精神障害が労災として認定されるためには次の基準があります。

- (1) 認定基準の対象となる精神障害を発病していること
- (2) 認定基準の対象となる精神障害の発病前おおむね6か月の間に、業務による強い心理的負荷が認められること（ただし、状況によっては6ヶ月以内に限らない）
- (3) 業務以外の心理的負荷や個体側要因により発病したとは認められないこと

より具体化された今回の改正により精神障害の労災申請件数が増加するかもしれません。

2024年パートへの 社会保険適用拡大の予定

2024年10月から厚生年金保険の被保険者数が51人以上の企業等で働く短時間労働者の社会保険加入が義務化されます。1年後の変更に先立ちその内容を解説します。

はじめに

現在、厚生年金保険の被保険者数が101人以上の企業等で週20時間以上働く短時間労働者は、厚生年金保険・健康保険（社会保険）の加入対象となっています。

この短時間労働者の加入要件がさらに拡大され、2024年10月から厚生年金保険の被保険者数が51人以上の企業等で働く短時間労働者の社会保険加入が義務化されます。以下、内容を解説します。

2024年10月からの適用拡大

2024年10月以降は、厚生年金保険の加入対象となる労働者数が51人以上の企業について、パート・アルバイトにも社会保険適用をしなければなりません。

この「51人」の判断基準のポイントは以下2つの項目となります。

(1) 1年のうち6ヶ月間以上、適用事業所の厚生年金保険の被保険者（短時間労働者は含まない、共済組合員を含む）の合計が51人以上となること

正社員、ならびに正社員の4分の3以上の勤務をするパート・アルバイトの総数が51人を超える月が過去1年のうち6回以上の場合に適用拡大の対象となります。2024年10月時点で要件を満たさない場合も、その後の各月ごとの被保険者数の状況に応じて適用拡大の対象となります。

(2) 法人事業所の場合は、同一法人格に属する（法人番号が同一である）すべての適用事業所の被保険者の総数で判定し、個人事業所の場合は適用事業所単位の被保険者数で判定する

法人の場合、法人番号単位でまとめて51人要件を判定しますので、中小企業にも当てはまることが多くなりそうです。

社保加入対象となる者

被保険者数51人以上の企業に勤めるパート、アルバイトは、以下の条件にすべて該当する場合、2024年10月から新たに社会保険加入対象となります。

- 週の所定労働時間が20時間以上
- 月額賃金が8.8万円以上
- 2ヶ月を超える雇用の見込みがある
- 学生でない

事前にすべき対応

パート・アルバイトとして勤務する労働者の中には、自ら社会保険被保険者になりたくない（家族の扶養に引き続き入りたい）という希望を持っている場合もあります。来年10月から適用拡大の対象になりそうな労働者に対して、意向を尋ね、必要に応じて勤務時間の増減を話し合うと良いでしょう。

適用拡大の対象外の企業における対応

この適用拡大の対象とならない企業については、前述のパート・アルバイトを社会保険に加入させる義務はありませんが、労使の合意に基づきパートタイマーも社会保険に加入できることとなります。ただし、加入する場合には、企業単位になりますので、加入要件に該当するパートタイマーのうち、希望者だけを加入させるといった対応はできません。

具体的には以下A、Bのいずれかの同意書を提出します。

- A: 当該事業所に使用される同意対象者の過半数で組織する労働組合があるときは、当該労働組合の同意書
- B: Aに規定する労働組合がないときは、当該事業所に使用される同意対象者の過半数を代表する者の同意または当該事業所に使用される同意対象者の2分の1以上の同意書

AI分析でわかったトップ5%社員の習慣

越川 慎司(著)

単行本：254 ページ

出版：ディスカヴァー・トゥエンティワン

価格：1,650 円 (税込)

はじめに

本書は1万8000人のサラリーマンを対象にした調査をもとに、トップ5%の社員が持つ共通の習慣や考え方をまとめたものです。これらの習慣や考え方を学び、日常の行動に取り入れてみましょう。

トップ5%社員の5原則

605社のビジネスパーソン1万8000人を対象に、定点カメラ・ICレコーダー・GPSでAI分析して、その特徴を導き出した結果、トップ5%の社員には5つの原則があると分かりました。

1. 「5%社員」の98%が「目的」のことだけを考える
2. 「5%社員」の87%が「弱み」を見せる
3. 「5%社員」の85%が「挑戦」を「実験」と捉える
4. 「5%社員」の73%が「意識変革」はしない
5. 「5%社員」の68%が常にギャップから考える

プロセスよりも結果を重要視する

調査によりトップ5%社員は、プロセスよりも結果を重要視することが分かっています。たとえば進めていたプロジェクトが失敗したとき、これまでのプロセスを思い出し、それで満足せずに「確かにみんなで頑張ったし、やれることはやったが、どこかに失敗の原因があったのだ」と考えます。

そして「結果」「目標」「達成する」「成し遂げる」という言葉を、95%の一般社員よりも3倍以上多く使っているという調査結果も出ています。

弱みを見せる

トップ5%社員は初めての人と関係を構築するときに、まずは雑談から入り、相手との距離感を縮め、実際に関係を構築していく段階では、自分の弱みをさらけ出すようにしていると筆者はいます。

プライドを持っていると、人は自分の弱みをさらけ出すことに抵抗を感じるようになり、実際に5%社員よりも、残りの95%の社員の方が、弱みを見せることに抵抗を感じると答える割合が多いという結果があります。

つまり、優秀な社員を目指すのならば、自分の弱みを相手に見せることで、相手と親密な関係を築いていくということを意識するのが望ましいといえます。

トップ5%社員は意識変革しない

この見出しを読むと違和感があるかもしれません。95%の社員は「意識が変わらないと行動は変わらない」と考えているのに対して、トップ5%は何かを改善したときは行動を変えることを重視していると解説されています。これは、すぐに小さくてもいいから行動を変える方が結果的に意識の変化が早く現れることを意味しています。

その他の調査結果

筆者が実施した調査では他にもたくさんの興味深い結果が出ています。

- 調査対象となるビジネスマンたちに万歩計をつけてみたところトップ5%社員の方が明らかに歩数が多い
- トップ5%社員のうち、そのうち半分以上の人たちが、約8割もの時間を自分の席以外で過ごしている
- トップ5%社員は時間に対する意識も高く、時計を見る時間が一般社員よりも1.7倍多い
- 5%社員は95%社員より笑顔の時間が1.4倍長い

本書は調査結果に基づいた「仕事ができるトップ5%社員」の思考と行動についても解説されており、マネージャー教育や働き方を見直したいビジネスマンにおすすめしたい一冊です。

当事務所からの お知らせ

労務管理や助成金などのご相談がございましたら、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

当事務所へのお問い合わせについて

今月のニュースレターはいかがでしたか？

来月も充実した内容でお届けしていきますので、よろしくお願いいたします。

なお、今回の内容に関して、ご不明点やご依頼などございましたら、お気軽にお問い合わせください。

社会保険労務士法人パートナーズメニュー	
代表社員（共同代表）	源田裕久 田巻訓一
所在地	〒326-0814 栃木県足利市通3丁目2757 足利商工会議所1階
営業時間	平日 9:00-18:00（土日祝日対応可）
電話	0284-64-8735
FAX	0284-64-8736
メール	info@pmenu.onmicrosoft.com

代表社員（共同代表）よりあいさつ

まだ残暑（と言って良いのか？）の厳しさが残る日もありますが、朝晩は肌寒さを感じる季節となりました。街中ではコロナ感染とインフルエンザが広がっているようですが、かなりコロナ禍以前の生活スタイルが戻りつつあり、それに合わせた訳では無いと思いますが、労基署や年金事務所の調査も活発になってきています。本号でご紹介させて頂いた記事は、どれもかなり重要度が高く、労働時間の確認や業務における心理的負荷の有無確認は労務管理の根幹ですし、社会保険適用拡大は労務コストの増大とあわせてパートスタッフらの労働時間のカウントやシフトのやり繰りが増々難しくなることに繋がります。

現在、政府が社会保険料対策の助成を検討しておりますが、パッチをあてるのではなく、抜本的な制度改革を推進して欲しいと願うばかりですが、現行法にあわせた対応は必要ですので、何か不安事項がございましたら、お気軽に弊社までご相談ください。

源田

労働時間かどうか 曖昧な時間チェックシート

2023年版チェックシート

着替え時間のように労働時間かどうか曖昧な時間を整理するためのチェックシートです。

チェック項目

No	チェック項目	YES	NO
1	制服の着用を義務付けていますか？		
2	制服を着て通勤することを禁止していますか？		
3	制服に着替えることが業務上の安全、衛生のために必要ですか？		
4	制服に着替えるための更衣室を指定していますか？		
5	休憩時間に電話番、来客対応をさせていますか？		
6	始業時刻前、終業時刻後に掃除をすることがありますか？		
7	始業時刻前、終業時刻後に朝礼や終礼をすることがありますか？		
8	所定労働時間外の研修や自主練習がありますか？		
9	遠方の現場に行くために社用車などを運転することがありますか？		
10	その他労働時間かどうか不明な時間があれば記載してください（ ）		

FAXのご返送は **0284-64-8736** まで

貴社名		ご担当者名	
ご住所		E-mail	
TEL		ご要望を	
FAX		お書きください	